

古河石炭礦業下山田炭坑

- 一、名　　稱　古河石炭礦業株式會社西部礦業所下山田炭坑
二、所　　在　地　福岡縣嘉穂郡山田町下山田
三、事業の種類　石炭採掘
四、資　　本　金　壹千萬圓
五、代　　表　者　社長　古河虎之助
六、從　業　員　數　九九九名（内女五名）
七、紛議參加人員數　四名（九州鑛山坑夫組合員）
八、紛議發生年月日　昭和十一年七月十一日
九、回　解決年月日　同　　年七月十四日
十、發生事情

九州鑛山坑夫組合員たる探炭夫井上長松が豫て組合員獲得

1

に奔走し居りたる爲炭坑より解雇せられたるに因る

十一、要　求　事　項

- 1、運搬夫補工夫の賃金を最低壹圓八拾錢以上に改められたり。年二周昇給をなすこと
- 2、探炭夫の賃金を最低貳圓五拾錢以上に改められたり。
- 3、坑内外設備を完備されたり
- 4、通勤手當を復活されたり一日拾錢とするなど
- 5、公傷證明を文句なしにすること
- 6、井上君の解雇を取消さること
- 7、解雇に對しては最低五十日分の特別手當を支給されたし
- 8、遠隔地の労働者が違約の故を以て退坑を申出たる場合は歸國旅費及《退職手當を支給されたし

2